

大手川水系流域治水プロジェクト 【参考資料】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜滝馬川河川整備事業＞

宮津市

- 宮津市では、大手川流域の滝馬地区において、頻発する滝馬川の浸水被害の軽減を図り、地域住民が安全・安心に生活ができるよう、災害に強い河川の整備を進めることとしています。

【河川整備事業】 ○滝馬川河川整備事業 L=477m 主な工種:護岸工事 整備年度 R2～R5(予定)



通常時



H30.7月豪雨



H30.7月豪雨

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜治山事業＞

京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 治山事業は森林の維持造成を通じて府民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等図る重要な事業です。京都府では、流木対策のための治山施設の設置、森林整備のほか人家や公共施設等に隣接した森林における風倒木等の危険木の伐採など、森林の持つ防災機能をはじめとした、多面的機能の向上を推進しています。

治山事業(国庫事業)

荒廃した溪流や山腹に対する復旧や未然防止対策
(管内24箇所で実施(当該流域で実施なし))

荒廃した溪流の復旧(実施前)



荒廃した溪流の復旧(実施後)



保安林危険木重点事業(京都府単独事業)

山地災害危険地区で危険度の高い箇所の流木対策
(管内19箇所で実施(当該流域で1箇所実施))

流木の撤去及び固定工(実施前)



流木の撤去及び固定工(実施後)



未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業(京都府森林環境税事業)

地域住民による危険木の撤去等を支援
(管内でのべ5自治区で実施(当該流域で実施なし))

危険木の撤去(実施前)



危険木の撤去(実施後)



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜森林整備事業による間伐等の実施＞

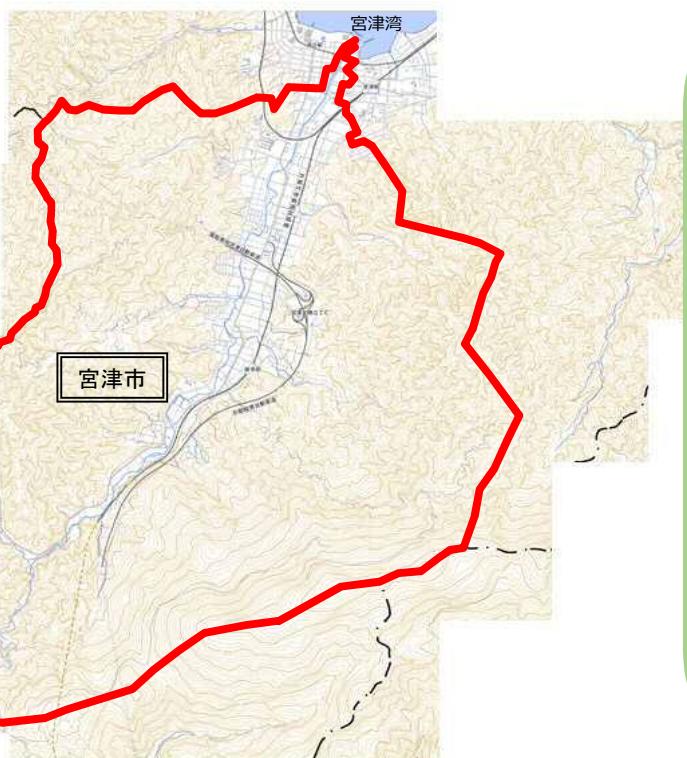
京都府 丹後広域振興局 農林商工部

- 近年、豪雨災害により府内各地で山地災害が多発する中、森林の防災・減災機能の発揮に対する期待がより一層高まっています。
- 森林整備事業は、整備の遅れた森林等において、間伐を始めとする森林整備を行うことにより、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持・増進に資する事業です。

※国事業名：森林環境保全整備事業（農林水産省林野庁所管）

【取組内容】間伐等の森林整備

【場 所】宮津市滝馬



整備前後の森林の状況（イメージ）

【整備前】



【整備後】



間伐等の整備が遅れた森林では、下層植生が著しく乏しく、豪雨時には雨水による浸食により、土砂等が流出しやすくなります。

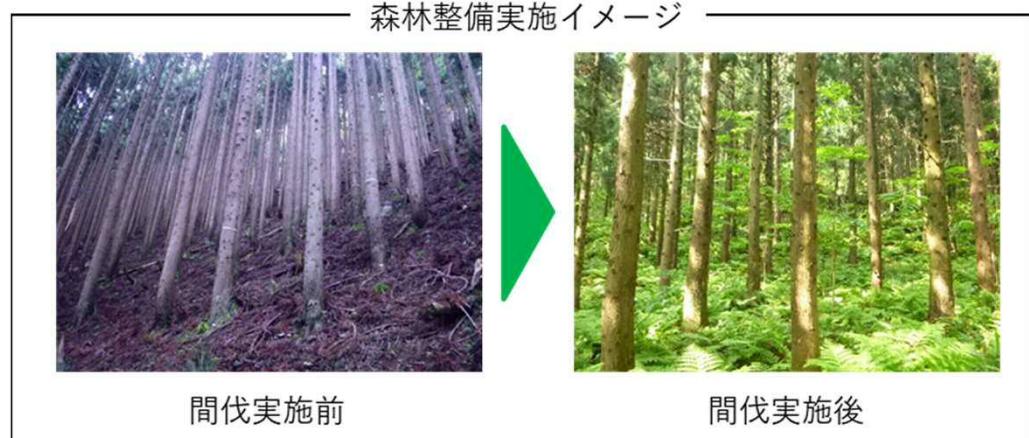
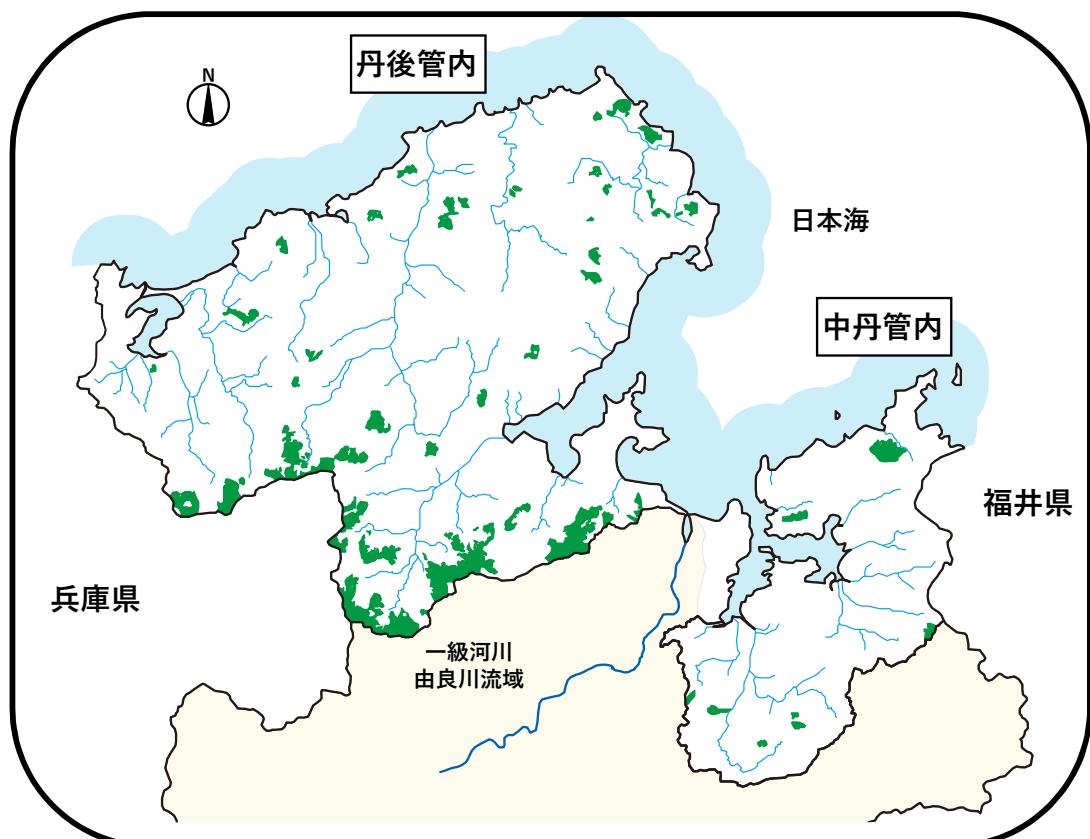
整備が適正に実施された森林では、下層植生が繁茂し、土砂等の流出が少なくなります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

<水源林造成事業による森林の整備・保全>

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壤等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、103箇所（森林面積 約4,440ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



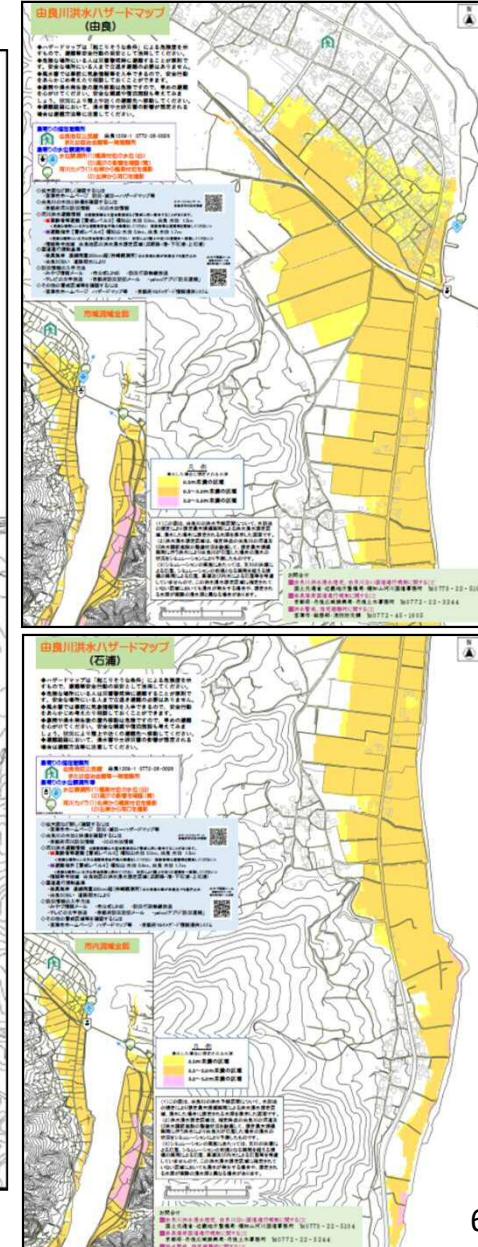
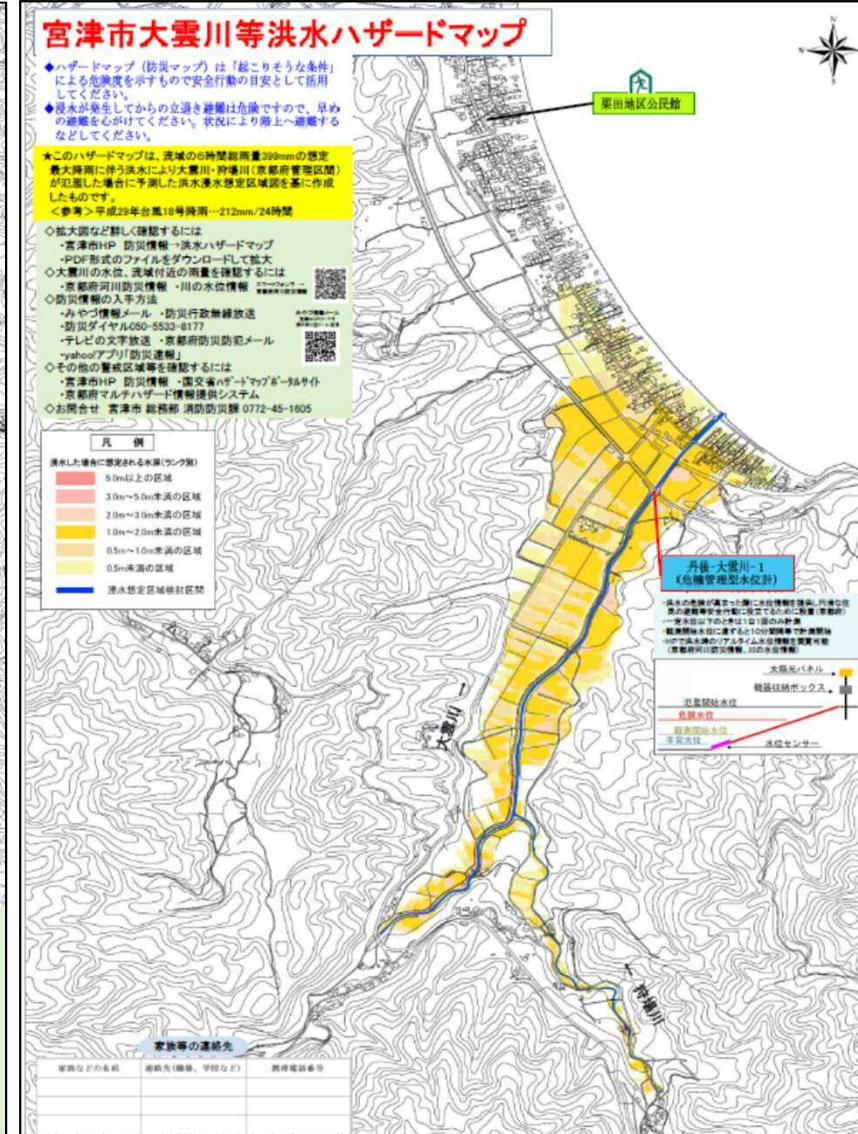
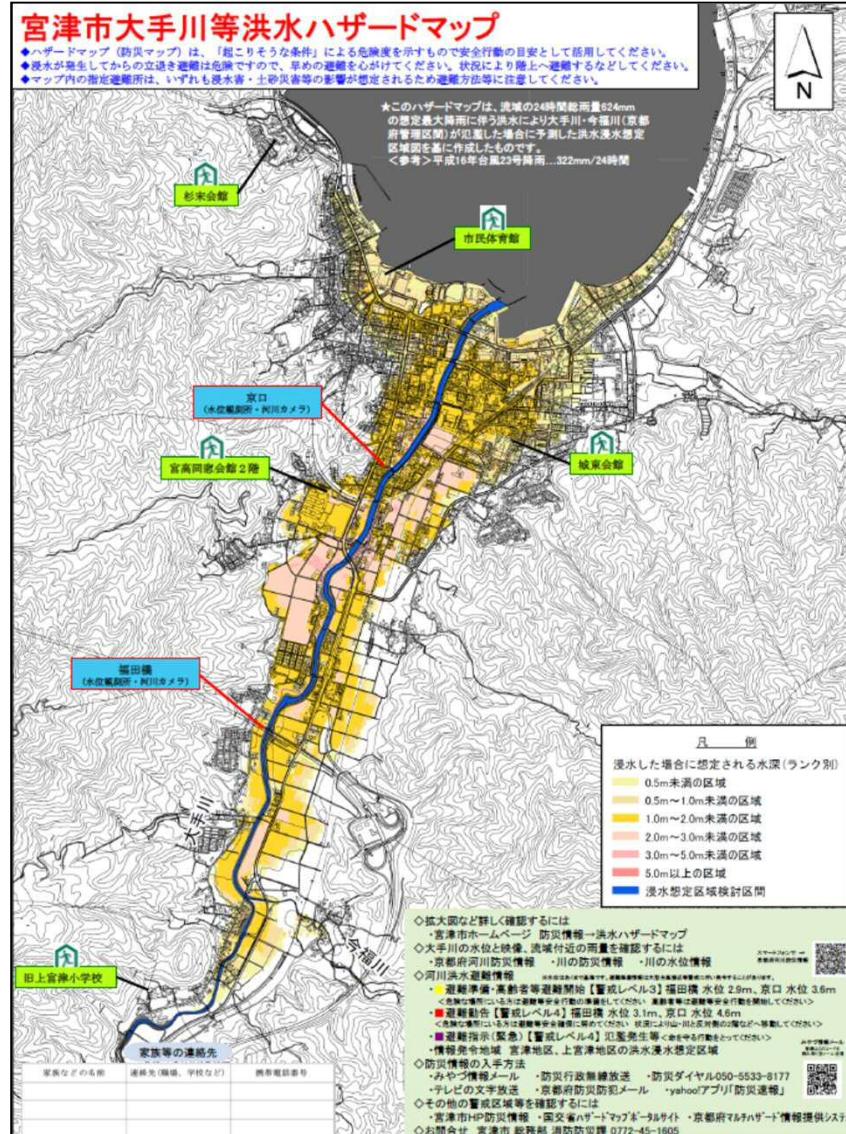
被害軽減、早期復旧・復興の対策事例

<洪水ハザードマップの作成・配布>

宮津市

概要

ゲリラ豪雨や台風等による大規模洪水の発生に備え、市民に早めの避難行動を促すため、洪水ハザードマップを作成し、流域世帯へ配布(R元～R3)。
津波(新規)、土砂災害(更新)のハザードマップも配布した(R3)。



※新たに小規模10河川について洪水ハザードマップをR3、R4で配布予定としている

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

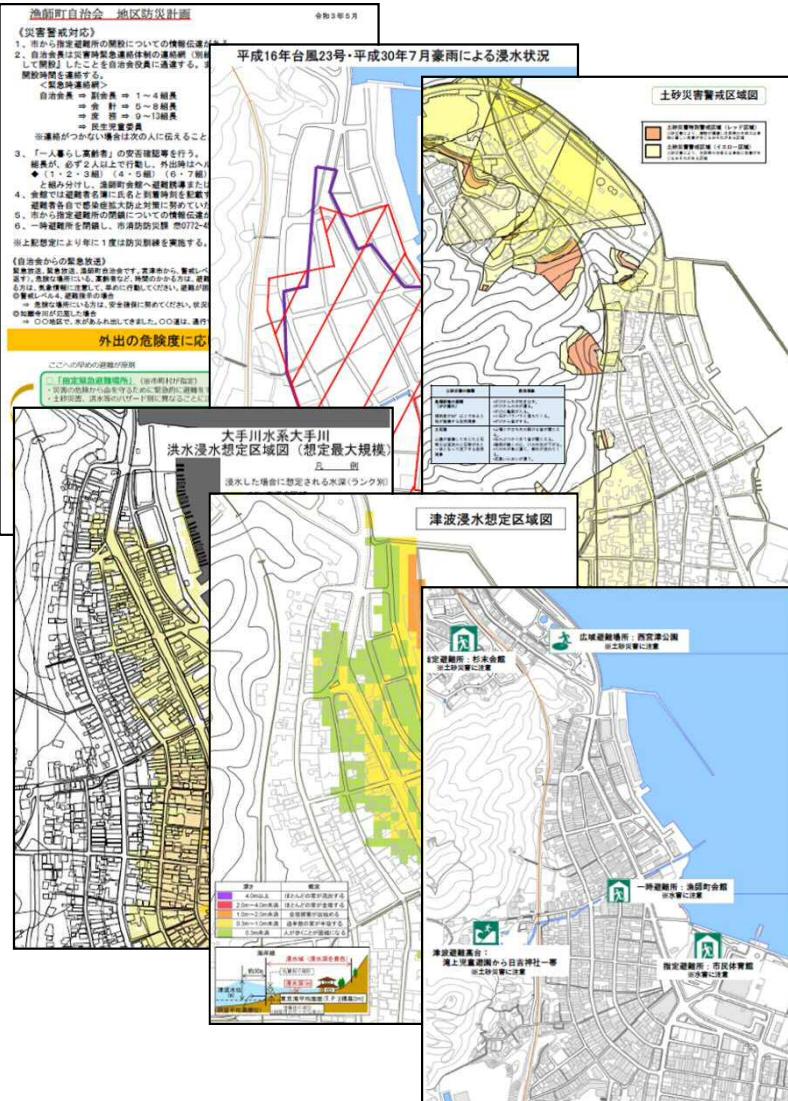
<地区防災計画の作成を推進>

宮津市

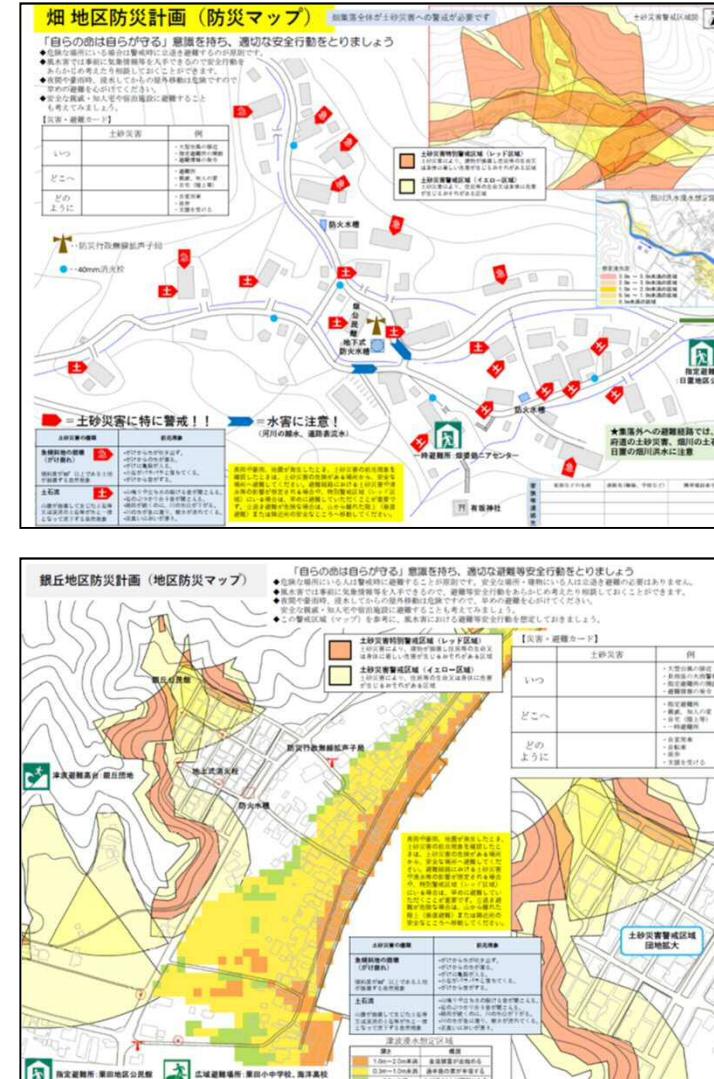
地域住民が、地元の災害リスクについて話し合い、防災意識を高め、早期の避難行動が図れるよう、住民自らが災害避難計画を策定する「地区防災計画」を推進(R元～)。

作成自治会数:H26:6、R元:4、R2:5、R3:2、R4:9(R5.3月末現在)

警戒体制+マップの冊子型



地区防災マップのポスター型



地域住民主体による地区防災計画の作成について

地区防災計画とは... ★災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画 (災害対策基本法第42条第3項)

防災計画一計画的防災対策の整備・推進

- ・中央防災会議 : 防災基本計画
- ・指定行政機関・指定公共機関 : 防災業務計画
- ・都道府県・市町村防災会議 : 地域防災計画
- ・市町村の居住者・事業者 : 地区防災計画



- ★住民自らが、危険を知り、災害に備え、自分達と地域を守ろうとする計画
●地域住民が主体的に、地域の特性に応じて、自由な内容で作成するもの
■目的(基本方針):地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化する

地区防災計画(案)



TEAM



共通課題「防災減災」で、よりよいまちづくり・安心安全の地域づくり

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<避難確保計画の作成促進>

宮津市

洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成を促進(R2~)

災害警戒時に施設利用者・職員等の速やかな安全確保ができるよう必要な事項を定めるもの

警戒区域内にある13の入所型福祉施設はR3にすべて作成

避難確保計画 作成数	～R元	R2	R3	R4	計
	3	13	14	7	37

区分	洪水	土砂	津波	実計	作成
福祉	10	15	4	25	25
学校	5	5	2	11	11
医療	1		1	1	1
計	16	20	7	37	37

※土砂+洪水など警戒区域が重複する施設あり

対象施設すべて作成

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

※土砂災害防止法の正式名は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。



要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮
を要する方々が利用する施設で
す。

① 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

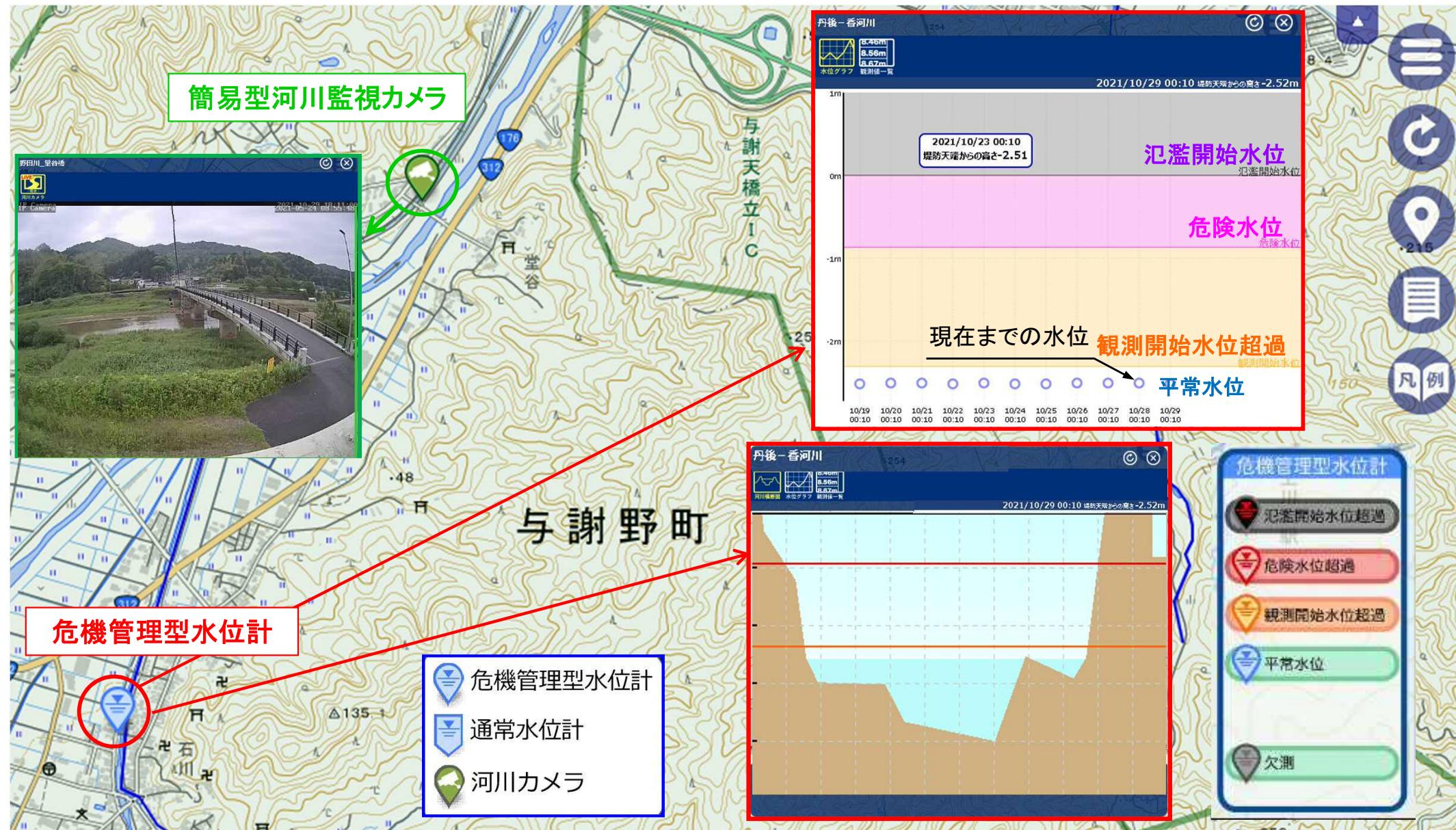
※「避難確保計画の作成手引き」を国土交通省
水害課・国土保全局のホームページに掲載してい
ますので、計画作成の参考としてください。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の観測に特化した危機管理型水位計を126箇所に設置し、また、機能を限定した低成本な簡易型河川監視カメラを73箇所に設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<排水ポンプ車>

京都府 建設交通部

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m³/min)で、府内一円に出動
※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



R3年6月 綾部市と合同訓練を実施

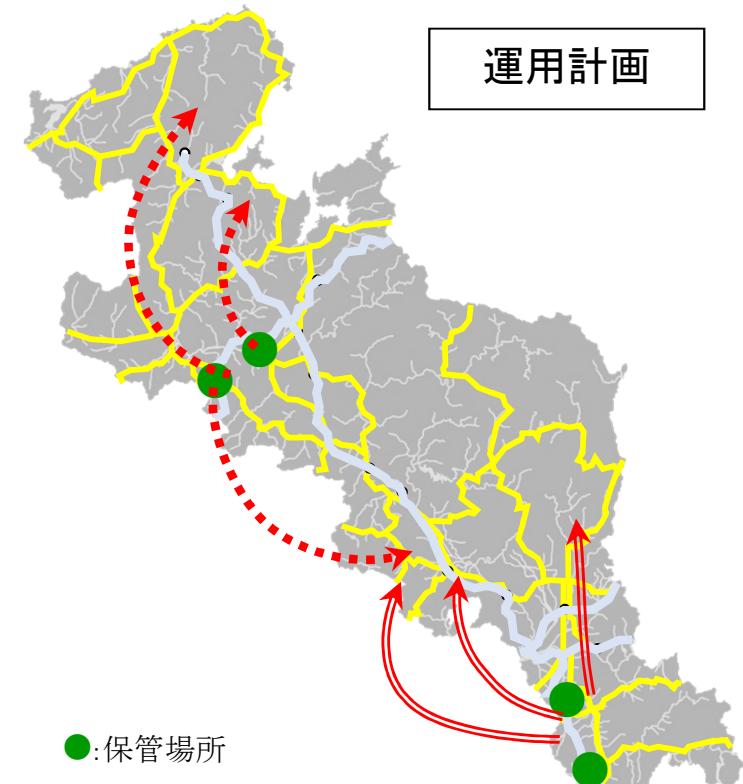


H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



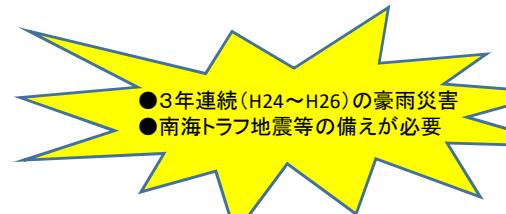
近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)

運用計画



〈災害からの安全な京都づくり条例〉

京都府



これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方 向 性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

災害対策基本法

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的な施策を規定



災害からの安全な京都づくり条例の体系図

